○南会津町会津高原たかつえカントリークラブ条例

平成18年3月20日 条例第169号

(設置)

第1条 地域住民の健康増進及びスポーツ振興を図るため、カントリークラブ を設置する。

(名称及び位置)

第2条 カントリークラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町会津高原たかつえカントリークラブ

位置 南会津町八木ノ沢16番地

(指定管理者による管理)

第3条 南会津町会津高原たかつえカントリークラブ(以下「たかつえカントリークラブ」という。)の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年南会津町条例第53号)の規定により、法人その他の団体であって町が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) たかつえカントリークラブの施設の利用許可に関する業務
 - (2) たかつえカントリークラブの利用料金の徴収及び利用料金の減免に関する業務
 - (3) たかつえカントリークラブの施設の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務

第5条 削除

(利用の許可)

- 第6条 たかつえカントリークラブの施設及び附属施設(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認 めるときは、施設等の利用を許可しない。
 - (1) その利用がたかつえカントリークラブの設置の目的に反するとき。
 - (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) その他たかつえカントリークラブの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。) は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

- 第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施 設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、 若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
 - (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
 - (4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、 その責めを負わない。

(利用の制限)

- 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、施設等の利用を拒否し、又は施設等の利用を制限することができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
 - (2) 感染症の疾患を有する者
 - (3) 泥酔している者
 - (4) その他指定管理者が管理上支障があると認める者 (利用料金)
- 第11条 利用者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)を納付しなければならない。
- 2 利用料金は、別表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
- 3 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。 (利用料金の減免)
- 第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

- 第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 施設等の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

- 第14条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原 状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定に より利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。
- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回 復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、 利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町 長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の会津高原たかつえカントリークラブの設置及び管理に関する条例(平成16年舘岩村条例第3号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和7年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第6条中南会津町農林業センター条例第11条第2項の改正規定及び同 条例別表の改正規定並びに第12条中南会津町会津高原たかつえカントリー クラブ条例第11条第2項の改正規定及び同条例別表の改正規定 公布の日 別表(第11条関係)

乗用カートセルフプレー(4バック)

利用日別	利用料金	摘要
土・日・祝日	12,000円	グリーンフィ・諸経費・乗用カートフィ・昼食を含む。
平日	10,000円	グリーンフィ・諸経費・乗用カートフィ・昼食を含む。

備考

- 1 ハーフプレー (4バック) の、土・日・祝日は7,000円、平日は6,000 円とする。
- 2 その他セルフプレー及び3バック等については、割増し及び割引き料 金とする。
- 3 この表における利用料金は、福島県税条例(昭和25年福島県条例第50 号)に規定するゴルフ場利用税を除く額とする。